

新居浜工業高等専門学校基金規程

令和4年6月14日規程第1号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)の設置する基金(以下「基金」という。)の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則第45号及び独立行政法人国立高等専門学校修学支援事業基金規則第128号に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 本校に、経済的理由により修学が困難な学生等を対象とした修学環境を支援するための基金として学生修学支援事業基金を、また教育環境の整備を含む本校の運営及び社会貢献に関する活動を支援することを目的として運営支援事業基金を設置する。

(学生修学支援事業基金)

第3条 学生修学支援事業基金は、次項に定める事業を目的とする寄附及びその運用による果実をもって構成する。

2 学生修学支援事業基金は、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 授業料、入学料又は寄宿料の全額又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図る事業
- (2) 学資を貸与し、又は給付する事業
- (3) 教育上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担する事業

(運営支援事業基金)

第4条 運営支援事業基金は、次項に定める事業を目的とする寄附及びその運用による果実をもって構成する。

2 運営支援事業基金は、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 教育・研究推進等支援事業
- (2) 地域連携支援事業
- (3) 国際交流支援事業
- (4) キャンパスの環境整備事業
- (5) その他目的の達成に必要な事業

(委員会)

第5条 基金に関する重要事項を審議するため、新居浜工業高等専門学校基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第6条 委員会は、基金に関し次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 基金の予算及び決算に関する事項
- (3) 寄附の受入れに関する事項
- (4) 寄附者への謝意表明に関する事項
- (5) その他基金の運営に関する事項
(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（総務企画担当）
- (3) 副校長（改革担当）
- (4) 教務主事
- (5) 学生主事
- (6) 寮務主事
- (7) 専攻科長
- (8) 事務部長
- (9) その他校長が必要と認めた者
(委員会の委員長及び招集)

第8条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員会は、校長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故がある時は、副校長（総務企画担当）が、その職務を代行する。
(委員以外の者の出席)

第9条 校長が必要と認めるときは、委員会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会に、基金に関する事業を円滑に実行するため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、本校教職員の中から委員長が委嘱した者により組織する。
- 3 委員長は、ワーキンググループのグループ員の中からワーキンググループ世話人を指名し、個別の事項を指名する。
- 4 ワーキンググループ世話人は、ワーキンググループの活動状況を委員会に報告する。
- 5 その他ワーキンググループに必要なことは、委員長が定める。
(委員会の事務)

第11条 委員会に関する事務は、学生課の協力を得て、総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附則（令和4年6月14日制定）

この規程は、令和4年6月14日から施行する。